

# 雇用保険の受給手続きについて

失業の状態（現在お仕事が決まっておらず、お仕事探しをする意思を持ち、すぐに働くことができる状態）である方が受給手続きを行うことができます。

※雇用予約や内定がある時は原則として雇用保険の受給手続きはできません。

※妊娠・出産・病気等で30日以上仕事ができない方は受給期間延長の手続きができます。

受給手続きに必要なもの（原本をご持参ください）

1. **離職票－1・離職票－2**
  2. 次の①個人番号 及び ②本人及び住所確認書類
    - ① **個人番号確認書類**（以下のうち1種類）  
マイナンバーカード（写真付）、個人番号通知カード
    - ② **本人及び住所確認書類**（以下のうち1種類）  
運転免許証、住民基本台帳カード、  
マイナンバーカード（写真付）
- ※上記をお持ちでない場合は、次のもののうち**2種類**をお持ちください。  
健康保険証、住民票、印鑑証明書、パスポート、  
公共料金の領収書（本人あてのもの）など
- ※写真付証明書の住所・氏名が現住所と異なる場合は確認できる書類をお持ちください。
3. **写真 2枚**（タテ3cm×ヨコ2.5cmで本人と確認できるもの）
  4. **印鑑**（スタンプ印は不可）
  5. **預金通帳**（本人名義のもの）

以上のものを、あなたの住所（居所）を管轄するハローワークへお持ちください。

ハローワークの開庁時間は、月曜日から金曜日（休祝日・年末年始を除く）の8時30分から17時15分です。雇用保険の受給手続き時には「求職申込み」の手続きもあり、一定の時間がかかること等から、16時前までのご来所をお勧めさせていただきます。

ハローワーク久留米 雇用保険給付課  
TEL 0942-35-8609（11#）